

## 知られざる古代出雲—「光る君へ」の時代—

島根県古代文化センター 吉永 壮志

### はじめに

- 古代出雲といえば...
  - ・ 荒神谷遺跡出土の 358 本の銅剣、加茂岩倉遺跡出土の 39 個の銅鐸
  - ・ 『古事記』（712 年）や『日本書紀』（720 年）に記された「出雲神話」
  - ・ 古代出雲の地誌『出雲国風土記』（733 年）etc...
  - 奈良時代しかも前半までのイメージ
- 日本古代史といえば...
  - ・ 飛鳥時代（592 年～710 年）
  - ・ 奈良時代（710 年～794 年）
  - ・ 平安時代（794 年～1185 年？1192 年？）
  - 平安時代が圧倒的に長い
- ⇒ 「古代出雲」への関心が高く、研究が盛んであるといわれるが、実は「古代」の大半を占める平安時代の出雲についてはあまり研究が進んでいない
- 今回の講座では...
  - ・ あまり知られていない平安時代、特に「光る君へ」の時代＝摂関期（9 世紀後半～11 世紀中ごろ）の出雲を中心とする山陰地域を取り上げる
  - ・ 都（平安京）から下ってくる国司などを通じ、都と出雲を中心とする山陰地域の関係を考える
- ⇒ 「平安時代の出雲と都との交流」というサブタイトル

### 1 平安時代とはどういう時代なのか？

- 平安時代、特に摂関期のイメージといえば...
  - ・ 都で優雅に暮らす（摂関をはじめとした）公卿（上級貴族）
  - ・ 地方に赴く貪欲な受領（国司）
  - ・ 遣唐使が派遣されなくなり、東アジア世界との交流がなくなる
  - このようなイメージははたして正しいのか？

【史料1】『小右記』寛仁2年（1018）10月16日条

十六日乙未、今日女御藤原威子を以て皇后に立つるの日なり。〈前太政大臣〔藤原道長〕第三娘、一家三后を立つ、未曾有なり〉。(中略) 太閤〔道長〕、下官〔藤原実資〕を招き呼びて云く「和歌を読まんを欲す、必ず和すべし」てえれば、答えて云く「何ぞ和し奉らんや」と。又云く「誇りたる歌になむ有る。但し宿構にあらず」てえれば、「此の世をば 我が世とぞ思ふ 望月の 欠けたる事も 無しと思えば」と。余〔実資〕申して云く「御歌優美なり。方に酬答すること無し。満座ただ此の御歌を誦すべし。元稹の菊詩に居易〔白居易〕和さず。深く賞するか。終日吟詠す」と。諸卿、余言に響応し、数度吟詠す。太閤和解し、殊に和すことを責めず。夜深きも月明るし。酔を扶け各々退出す。(後略)

【史料2】『今昔物語集』巻28 信濃守藤原陳忠御坂に落入たる語 第38

今は昔、信濃守藤原陳忠と云う者有りけり。任国に下りて国を治めて、任畢にければ上りけるに、御坂を越ゆる間に、多くの馬共に荷を懸け、人の乗りたる馬、員知らず次きて行きける程に、多くの人の乗りたる中に、守の乗りたりける馬しも、懸橋の鉉の木後足を以て踏み折りて、守逆様に馬に乗り乍ら落ち入りぬ。(中略…底から守の声が聞こえたので、命令どおり縄を長くつけた籠を下して引き上げたところ、平茸が籠いっぱい入っていて、もう一度籠を下して引き上げると、今度は片手に縄、片手に平茸をもった守であったが、まだ平茸が残っており、損した気持ちだと守が口にして、それを郎等が笑ったという内容)守、「僻事な云いそ、汝等よ。宝の山に入りて、手を空しくして返りたらん心地ぞする。『受領は倒るる所に土を蹴め』とこそ云え」と云えば、長立ちたる御目代、心の内には「極くにくし」と思えども、「現に然か候う事なり。手便に候わん物をば、何か取らせ給わざらん。誰に候うとも、取らで候うべきにあらず。本より御心賢く御します人は、此かる死ぬべき極にも、御心騒がずして、万の事を皆只なる時の如く、用い仕わせ給う事に候えば、騒がず、此く取らせ給ひたるなり。然れば国の政をも息こえ、物をも吉く納めさせ給いて、御思の如くにて上らせ給えば、国の人は父母の様に恋惜しみ奉るなり。然れば、末にも万歳千秋御しますべきなり」など云いてぞ、忍びて己等がとい咲ひける。(後略)

【史料3】『菅家文草』巻9

諸公卿をして遣唐使の進止を議定せしめんことを請うの状

右、臣某〔菅原道真〕、謹んで在唐僧中權、去年三月商客王訥等に附して到す所の録記を案ずるに、大唐の凋弊、之を載すること具なり。更に不朝の間を告げ、終に入唐の人を停む。中權、区々の旅僧と雖も、聖朝の為に其の誠を尽くす。代馬・越鳥、豈に習性に非ざらんや。臣等伏して旧記を検ずるに、度々の使等、或いは海を渡りて命に堪えざる者有り。或いは賊に遭いて遂に身を亡ぼす者有り。唯、いまだ唐に至りて、難阻飢寒の悲しみ有りしことを見ず。中權申し報ずる所の如くんば、未然の事、推して知るべし。臣等伏して願わくは、中權の録記の状を以て、遍く公卿・博士に下し、詳らかに其の可否を定められんことを。国の大事にして独り身の為のみにあらず。且つは歎誠を陳べて、伏して処分を請う。謹んで言す。

寛平六年九月十四日 大使參議勘解由次官從四位下兼守左大弁行式部權大輔春宮亮菅原朝臣某

【史料4】『日本紀略』寛平6年(894)9月30日条

卅日己丑、(中略)其日、遣唐使を停む。

(1) 都に暮らす公卿の地方へのまなざし

① 受領功過定：公卿が任期を終えた受領の勤務成績を判定する会議

「功過定は朝家の大事なり」(『中右記』保安元年(1120)正月26日条)

- ・ 通常の陣定(公卿がそれぞれの意見を述べ、その意見を明記して天皇に奏上するもの)とは違い、問題ありの「過」とするか問題なしの「無過」とするか全員一致の結論が出るまで審議
- ・ 受領自身が提出する申文、主計寮の大勘文(中央に納入する税の完納の確認)、主税寮の大勘文(地方財源の正税の運用に不正がないことの確認)、勘解由使の大勘文(国衙官物の欠失の確認)による審査

→ 受領を(経済面で)評価することを通じ、地方の状況を知る公卿

【史料5】『小右記』治安3年（1023）12月15日条  
十五日甲戌、向晩雨雪殊に甚だし。（中略）仰を伝えて云く「上達部多く参らば、受領功過を定め申すべし。先ず濟家・公則を定むべし」てえり。（後略）

【史料6】『小右記』長和3年（1014）正月23日条  
廿三日庚戌、（中略）昨日定の間、中納言〔藤原〕行成云く「主税寮大勘文に封租抄を載せず」と云々。大納言公任卿も同じ。其の事定め了らざれば、今朝大納言此の事を問い送るに、先例封租抄を載するの由を報ず。今日定の間左大弁〔源道方〕云く「大勘文封租抄を注さずは、定文を書くべからず」てえり。予〔藤原実資〕答えて云く「申文・勘文已に勘合し、疑う事無かるべきは書き注すべし。但し合格の事は明日大納言参入の時に注し付すべし。前日に難の由発すと云々。其の事を聞き乍ら、推して以て注し付すは便無かるべきか」と。（後略）

【史料7】『小右記』長和3年（1014）正月24日条  
廿四日辛亥、伊予守広業・前備後守政職来りて昨日の定事等を問う。前大和守景齐来りて深く嘆息の氣有り。（中略）一昨日伊予広業の事定むるに決せず。其の事大納言公任、左府〔藤原道長〕に申す。縦横の事等有り、又々問うべし。身は殿上に候いて、右少弁資業を以て問わしむるに、申す所多々なり。重ねて問うべしてえれば云々。件の事中納言行成難ずるなり。（後略）

【史料8】『小右記』長和3年（1014）10月15日条  
十五日戊辰、（中略）先ず伊予事〈広業〉を定めらる。去春中納言行成の申により、一定無し。去る寛弘八年十二月、帥親王〔敦康親王〕の封省符出来し、国司在国の間、弁濟使を催し封物を責め取る解文、省符明年四月国に到り、国司申して云く「彼の年物は所司に弁進の上、其の料無し」てえり。其の事により行成卿確執す。左府〔藤原道長〕、行成卿の陳ぶる所理無しの由を示される。諸卿も相同じ。合格の由を注し付し了んぬ。与不せざるにより、勘解由勘文無し。行成卿頗る面目を失い了んぬ。（中略）次いで備後の功過〈政職〉を定む。無過。（後略）

② 諸国申請雑事定：諸国の受領が裁定を求める雑事について審議する場

- ・ 上卿（責任者）は政治力と実務能力を有した大納言クラス以上の者が務める
- ・ 上卿以外の参加者も弁官や蔵人といった事務官、受領経験者といった地方行政に通じた人物に限られる傾向＝地方行政に不案内な公卿は参加しない

→ 諸国からの申請を重視する公卿

⇒ 地方にも一定の関心を寄せる公卿の姿が読み取れる

【史料9】『小右記』長和元年（1012）4月13日条  
十三日庚戌、（中略）其の後新任国司申請雑事を定めらる。左相府〔藤原道長〕、大納言齐信、中納言俊賢・頼通・隆家・行成、参議経房・頼定等参入すと云々。

【史料10】『小右記』寛仁3年（1019）6月29日条  
廿九日甲寅、参内す〈午四刻〉。宰相〔藤原資平〕車後に乗る。是より先中納言経房参入す。其の後大納言齐信・公任、中納言行成、参議道方・朝経参入す。国々司・將軍永盛等申請雑事を定む〈和泉・伊勢・志摩・遠江・近江・陸奥・若狭・加賀・隠岐・備前・備後・因幡・因幡開発田事・讃岐〉、定め了らざるの間に乗燭す。（後略）

【史料 11】『小右記』寛仁 3 年（1019）12 月 5 日条

五日丁亥、午刻許参内す。先ず摂政〔藤原頼通〕御宿所に参り即ち奉謁す。数刻清談し、〔藤原〕資頼給官の事を申し、頗る和氣有り。時刻推移し、卿相参入し、余〔藤原実資〕陣に向かい、諸卿も相従う。美作白米の事を定め申す。左大弁執筆、秉燭に退出す。（後略）

(2) 解任を要求される受領、延任を求められる受領

① 百姓愁訴：人々が上京し受領の苛政・非法を朝廷に訴え、解任・交代を求めるもの（国司苛政上訴）

- ・ 10 世紀後半から 11 世紀前半に多くみられる
- ・ 訴える主体は地方有力者（尾張守藤原元命の非法を訴える「尾張国郡司百姓等解」）  
→ 受領と地方有力者の対立

【史料 12】『日本紀略』寛仁 3 年（1019）6 月 19 日条

十九日甲辰、（中略）今日丹波国氷上郡百姓、陽明門において廿四ヶ条雜事を愁い申す。

【史料 13】『小右記』寛仁 3 年（1019）6 月 20 日条

廿日乙巳、（中略）大外記〔小野〕文義朝臣云く「丹波州民等、西京より東都に来るの間、大庭において、国司〔藤原頼任〕、皇太后宮〔藤原妍子〕下部をして捕え搦めせしむの間、州民等走りて外記局・左衛門陣に逃げ入りて呼び叫ぶ。太だ狼藉なり。陽明門外に弓箭を帯びる者等、州民を相待つ」と云々。（中略）又云く「丹波国百姓、公門に立ちて訴訟す。国司、騎馬兵を以て追捕し、百姓、左衛門陣に來りて呼言を放つ」と云々。

【史料 14】『小右記』寛仁 3 年（1019）7 月 6 日条

六日辛酉、夜に入り宰相〔藤原資平〕來り、丹波国頼任の言す所の事を伝う。是れ入道殿〔藤原道長〕の気色を見るべきの由なり。今日重ねて参上し愁訴すと云々。只是一郡の者と云々。

② 百姓善状：人々が受領の延任・再任を求めるもの

- ・ 10 世紀後半から 11 世紀前半にみえる
- ・ 愁訴後に善状等が提出されるケースも  
→ 受領と地方有力者（任用国司・郡司・書生）の協調

⇒ 地方における親受領勢力と反受領勢力の存在

= 国内支配を遂行するうえで地方有力者（の一部）と協力する受領の姿

【史料 15】『御堂関白記』寛弘 9 年（1012）9 月 22 日条

廿二日丁亥、（中略）又加賀国々司・百姓等申す、国司は官物を弁ずること無き者逃げ去る解文、百姓等申す守〔源〕政職の非法政卅二箇条、定め申して云く「相共に勘問せられ、真偽を定めらるべし」てえり。（後略）

【史料 16】『御堂関白記』寛弘 9 年（1012）12 月 9 日条

九日壬申、（中略）又定む、加賀国百姓の愁により、政職を召し上げ問うに、其の任用並びに郡司・書生相具して参上し、無実の由を申す。仍て愁人等を召すに、暗路に隠れて参らず、対問せんとするも愁者無し。仍て其の由定め申すてえり。諸卿定め申して云く「愁人参らず。是を以て申すは無実なり。国司免ぜらるべき者なり。彼の愁者、召し尋ねらるべき者なり」てえれば、此の由を以て奏聞す。件の愁、指したる重事無きと雖も、国司の所為又尚軽々しき由と云々。（後略）

【史料 17】『左経記』寛仁 3 年（1019）9 月 23 日条  
廿三日丙子、(中略) 昨今、丹波国百姓等数百人、陽明門において守〔藤原頼任〕の善状を申すと云々。

【史料 18】『小右記』寛仁 3 年（1019）9 月 24 日条  
廿四日丁丑、(中略) 去る廿二日より丹波国百姓、公門に立ち善状を申す。去る七月悪状を申す。其の情を得ず。今夜善状、宰相の許より伝え送る。

※ 平安時代の任用国司とは...

- ・ 国司（守・介・掾・目）は京からの派遣官で「共治」が原則＝国司は同僚関係
- ・ 平安時代、国司のトップである受領に権限が集中することで、任用国司は名目化あるいは下僚化＝任用国司の国務疎外化あるいは受領の部下化
- ・ 任用国司に地方有力者が任じられることも → 受領下で働く地方有力者

【史料 19】『権記』寛弘 4 年（1007）10 月 29 日条  
廿九日壬戌、(中略) 因幡守〔橘〕行平朝臣、百姓愁訴により、介〔因幡〕千兼を殺害する由等を召し問わる。一度参り候うも弁申分明ならず。其の後度々召さしむと雖も参らず。仍て其の由下し定めらる。諸卿、法家勘申すべき由を申す。(後略)

【史料 20】『日本紀略』寛弘 4 年（1007）10 月 29 日条  
廿九日壬戌、(中略) 因幡守橘行平、介因幡千里〔兼〕を殺す由を群議す。

### (3) 海商や渤海使を介して行われる東アジア交流

#### ① 海商

- ・ 9 世紀：国家的な使節団の往来減少、新羅・唐海商の博多への来航とそれに便乗して往来する僧  
→ 大宰府鴻臚館での海商の安置、交易唐物使の創設など貿易管理体制の整備
- ・ 10 世紀：呉越との仏教交流、年紀制（10～12 年）の導入、日宋貿易の開始
- ・ 11 世紀：日宋貿易の展開、鴻臚館にかわる博多「唐坊」（海商の集住地）形成  
→ 日本による海商に対する管理・統制、海商による安全保障の獲得・利益確保
  - ・ 日本…唐物需要、国内における唐物分配の監督
  - ・ 海商…利益の追求（宋の財政収入確保の面も）＝ 両者の「もたれあい」関係

#### ② 渤海使

- ・ 8 世紀：北陸から出羽にかけて日本海東部地域に到着  
↓ 新羅の弱体化に伴う日本海横断ルートの採用  
↓ 東シナ海での新羅・唐海商の活動隆盛に伴い、渤海も東シナ海交易を開始
- ・ 9 世紀：北陸から山陰にかけての日本海西部地域への到着
  - ・ 渤海使＝「商旅」認識（『類聚国史』巻 194 天長 3 年（826）3 月戊辰朔条）
  - ・ 隠岐がランドマークとして機能（『日本後紀』延暦 18 年（799）5 月丙辰条）→ 日本海地域と海商的性格をもつ渤海使の交流

⇒ 「海商」を介し日本と東アジアが結びつく

＝東アジア世界から閉ざされていたわけではない日本

【史料 21】『日本後紀』延暦 18 年（799）5 月丙辰（13 日）条

丙辰、前遣渤海使外従五位下内蔵宿禰賀茂麻呂等言す、「帰郷の日、海中夜暗し。東西に掣曳して、著く所を識らず。時に遠きに火光有り。其の光を尋逐するに、忽ちに島の浜に到る。之を訪うに、是れ隠伎国智夫郡なり。其の処人居有ること無し。或云く『比奈麻治比売神常に靈驗有り。商賈の輩、海中に漂宕すれば、必ず火光を揚ぐ。之に頼りて全きを得る者、勝げて数うべからず』と。神の祐助、良に嘉報とすべし。伏して望むらくは幣例に預け奉らんことを」と。之を許す。

## 2 平安時代の出雲、山陰地域はどうだったのか？

### (1) 出雲の受領たち

① 橘俊孝：藤原実資の家人で、長元 2 年（1029）に出雲守に任命されて出雲に下る  
実資に「酒狂不善者」と評される（『小右記』長元元年（1028）7 月 26 日条）

・ 飯石郡須佐郷枚田村における 7 月の降雪報告

→ 国務に携わる受領と任用国司（介・掾）

・ 杵築大社（出雲大社）の転倒と託宣

『口遊』に「大屋」として挙げられる「雲太、和二、京三」の「雲太」

託宣の内容は改元ならびに後一条天皇の御愼、叙位に関する事など

受領の狙いは重任、4 年分の税免除、但馬・伯耆の工夫による杵築大社等の造立＋関係者への叙位か

but 託宣は虚偽で俊孝は佐渡国へ配流

← 国司（解文）・社司ともに託宣はないと証言

ここでいう国司は任用国司＋ $\alpha$ で、託宣を主張する受領は含まず

→ 受領と任用国司＋ $\alpha$ が一体ではない

ex 『時範記』の「介久経」と「社司久経」

…任用国司で社司でもある地方有力者の存在

→ 撰関期における杵築大社の影響力

【史料 22】『小右記』長元 2 年（1029）閏 2 月 25 日条

廿五日甲寅、（中略）出雲守〔橘〕俊孝言す「廿八日に赴任す」と。

【史料 23】『小右記』長元 2 年（1029）8 月 2 日条（一部）

二日戊子、（中略）右中弁〔藤原〕頼任、出雲国七月八日に雪降（二寸許）を言上する解文を持ち来る。即ち奏聞せしむ。（中略）頼任、勅命を伝えて云く「出雲国言上する雪の事、勘申せしむべし」てえり。官方に尋ね勘ずべきの由を仰す。又国史・日記を勘ずべきの事、大外記〔清原〕頼隆に仰すべし。即ち召し遣し了んぬ。頼隆参り来り、之を仰せ了んぬ。中納言また来る。

出雲国司解し申す言上の事

雪降の状（但し深さ二寸許てえり）

右、管飯石郡司今日の解状を得るに偸く「去る八日未時を以て、当郡須佐郷枚田村忽ち雪降る。殖田三町余並びに野山草木悉く損亡し了んぬ。他所に至りては損無し」てえれば、言上すること件の如し。謹んで解す。

長元二年七月十一日

従五位上行守橋朝臣俊孝 正六位上行掾物部宿禰信寧

従五位下行介平朝臣

【史料 24】『左経記』長元 4 年（1031）10 月 17 日条

十七日辛卯、（中略）今朝頭弁〔藤原経任〕殿上において示されて云く、出雲国杵築社風無くして顛倒の由、国解を奉る。守俊孝朝臣語りて云く「兼て兩三度光有り。次に震動して顛倒す。材木一向に中より倒れ臥す。唯乾角柱一本倒れず。此社中に七宝を以て宝殿を作り、七宝の筥を宝殿の中に安置す。是れ御正体と称すと云う。而るに其の筥、顛倒せる材木の上に露れ居る。仍て禰宜等、仮殿に移し奉らんがため、件の筥を取り奉るに、五寸許及ばず。仍て路を構え立て取り奉らんと雖も、常に五寸許及ばず。仍て禰宜等度々忽ち沐浴禊斎し、深く慎を致し取り奉り、仮殿に移し奉り了んぬ」と云々。仰せて云く「前年顛倒すと云々。彼例を問わしむべし」てえり。

【史料 25】『左経記』長元 4 年（1031）閏 10 月 3 日条

三日丁未、天晴。風聞す、中宮権大夫〔藤原能信〕、左仗座において、神祇・陰陽等を召し、軒廊において出雲国杵築社顛倒の由を卜筮せしめらる。神祇官申して云く「怪所、兵革を奏するにあらざれば、疾疫の事有るか」と。陰陽寮申して云く「良・巽の方より兵革の事を奏するにあらざれば、天下疾疫の事となるか」と云々。仰せて云く「出雲並びに良・巽方の国々、疾疫・兵革の事を慎むべきの由、官符を賜うべし」と云々。

【史料 26】『左経記』長元 4 年（1031）閏 10 月 15 日条

十五日己未、天晴。出雲杵築社顛倒により、陣において御祈使を立てらる。〈中宮権大夫〔藤原能信〕奉行せらると云々。是より先神祇官に仰せ、社に使すべき一人を着せしむ。卜部一人を使と為すと云々〉刻限に使を召し、膝突において宣命を給う。使、左衛門陣の外において、御幣等を請い、進発すと云々。〈件の御幣、先例に見えず。仍て神祇官に仰せて社の数並びに幣物の色目等を勘えしむ。勘申に任せ、侍従所において裏み備えらると云々。杵築社並びに具社十八社の幣なり〉

【史料 27】『小右記』長元 5 年（1032）正月 12 日条

十二日甲申、昨日主上〔後一条天皇〕、〔藤原〕資高を以て、密々に仰せの事有り。是れ出雲託宣の事並びに権門庄園の事、左右を奏せず。ただ関白〔藤原頼通〕に仰せらるべきの由を奏す。（後略）

【史料 28】『小右記』長元 5 年（1032）正月 23 日条

廿三日乙未、（中略）頭中将〔源〕隆国来りて、関白〔藤原頼通〕の御消息を伝えて云く、「三日行幸の日、風病重く発す。強いて以て相扶け事に従う。其の後七日節会に参入し、いよいよ以て発動す。是風病にあらず。先年□納言之時、所勞此くの如し。彼の時煩を経ること二十余日に及ぶ。其の心地の如し。抑も去年、出雲杵築明神託宣の中に、改元すべきの事有り。亦山座主〔慶命〕□□云く、草□□□改元を行わるる事あり。昨日勅命有りて、「年号の字を勘申せしむべし」てえり。

【史料 29】『小右記』長元 5 年（1032）2 月 26 日条（一部）

廿六日丁卯、来月十一日主上〔後一条天皇〕御慎重かるべきの由、又出雲杵築宮の託宣有りと云々。而るに専ら遊宴事□□御慎はいかん。彼の日、宝位を避くの驚有るか。能く慎給うべきの由、彼の託宣在りと云々。先日山座主〔慶命〕密かに語るなり。主上仰せらるの所なり。歎息せしめ給うの氣有りてえり。

【史料 30】『左経記』長元5年(1032)3月11日条  
十一日壬午、(中略)風聞す、明日、出雲杵築社の託宣により、御物忌有るべしと云々。  
仍て関白〔藤原頼通〕並びに近習・上達部籠り候わると云々。又日来内裏において、北  
斗・熾盛光・不動等の法を修せられ、並びに大般若不断御読経有り。是れ皆主上〔後一条  
天皇〕御慎の故なりと云々。

【史料 31】『左経記』長元5年(1032)6月3日条  
三日壬寅、(中略)此の間、出雲守〔橘〕俊孝、重任を定められ、並びに四箇年の調庸租  
税等を免ぜられ、兼て但馬国・伯耆等工夫を給い、杵築社並びに其の内の宝殿を造立せん  
事を申請す。又同社去年の託宣云く「古は王を以て陪膳役を勤めしめ、叙位せしむ。而る  
に近代其の事無し。旧の如く改め行ふべし」と云々。同じく此の定有り。彼此共に申され  
て云く「件の社去年顛倒す。旧基に復せんがため、造立すべきの由、申請する所なり。而  
るに募り申す所の事等、先例に似ず。裁許せらるべきの旨、輒く定め申し難し。先ず使者  
を遣し、社屋の丈尺並びに宝殿の有無を注し、兼日前々司忠親に尋ね、顛倒造立の例に任  
せ、追いて量り行わさるべきか。(中略)又出雲に遣わすの使定め申すべし」てえり。右  
府〔藤原実資〕示されて云く「官吏其の人を任ずべし。大弁定め申せ」てえり。左大丞  
〔藤原重尹〕共議して右大史広雅を挙ぐ。請うによれと仰す。右府、木工の官人等を加え  
遣すべきの由、左大弁〔藤原重尹〕に仰せらる。(後略)

【史料 32】『小右記』長元5年(1032)8月7日条  
七日丙午、左少弁〔源〕経長朝臣、出雲国杵築社文等を持ち来る。先日下し給う所の文并  
びに社司・在庁官人等に問注する文等なり。国司解文、社司とともに託宣無きの由を申  
す。亦二陪膳の事を以て、亦神人にあらざるの者を以て、位記を給うてえり。仍て件の位  
記を給わず。広雅返し進む。経長朝臣帰り来りて、関白〔藤原頼通〕の御消息を伝えて云  
く、「事已に軽からず、先ず上達部をして定め申さしむべきか」と。答えて云く、諸卿の  
僉議、最も然るべき事なり。下官〔藤原実資〕触穢の後、宜しき日に参入すべし。其の後  
定め申すべきか」と。

【史料 33】『百練抄』長元5年(1032)9月20日条  
九月廿日、出雲守橘俊孝、罪名を勘え、佐渡国に配流す。是れ杵築社顛倒並びに神託有る  
の由奏聞し、仍て実檢使を遣わすの処、皆無実の故なり。或記云く「託宣と称し官位を人  
に授く」と云々。

【史料 34】『小右記』長元5年(1032)11月10日条  
十日戊寅、左少弁〔源〕経長、領送流人〔橘〕俊孝使左衛門府生光近の申文を持ち来る。  
その状に云く「俊孝去月五日より重病を受け、いよいよ以て辛苦なり。仍て越前国敦賀郡  
に罷り留まり、前途を遂ぐる事能わず」てえり。奏すべきの由を示し了んぬ。(後略)

- ② 藤原登任：長元5年(1032)から長久元年(1040)まで出雲守
    - ・ 杵築大社造営により重任ならびに正五位下叙位
  - ③ 藤原章俊：藤原頼通に仕え、康平4年(1061)から治暦3年(1067)まで出雲守か
    - ・ 杵築大社造営により重任
- 杵築大社の造営が出雲守の重任につながる＝杵築大社の特別視

【史料 35】『杵築大社造営遷宮旧記注進』（一部）

当国大社・中社、或いは顛倒、或いは朽損す。破壊有るごとに、宰吏造進して勸賞に預かる前跡多く存す。近きは則ち藤原登任・同章俊等、各延任官符を賜い、杵築社を造進す。

【史料 36】『師守記』康永 3 年（1344）正月十日条（一部）

神社造る国司、賞を募り加階の例

（中略）

藤原登任

長久元年正月五日、正五位下に叙す。〈出雲守、杵築社を修造の功なり〉

（後略）

⇒ 出雲では任用国司が平安時代（摂関期）においても機能

朝廷に対する杵築大社の影響力、公卿らによる杵築大社の特別視

(2) 出雲に左遷され（るはずだっ）た藤原隆家

○ 藤原隆家：関白道隆の子で、兄に伊周、姉に一条天皇中宮の定子がいる。長徳元年（995）に中納言となったものの、道隆死後の長徳 2 年に花山法皇に矢を射かけたことなどにより、出雲権守に左遷。その後、長徳 4 年に罪を許されて帰京し、長保 4 年（1002）、権中納言に復任。長和 3 年（1014）に大宰権帥を兼任し、その在任中の寛仁 3 年（1019）には刀伊の入寇を撃退。寛徳元年（1044）没。（『国史大辞典』より抜粋し、一部加筆）

・ 病のために丹後（丹波カ）に逗留し、その後但馬に安置

→ 山陰道ルートで出雲にむかう予定であったか

cf 『時範記』における因幡守平時範の因幡下向ならびに帰京は山陽道ルートと山陽・山陰連絡路を利用

【史料 37】『小右記』長徳 2 年（996）4 月 24 日条

廿四日甲午、（中略）配流の雑事等、右大将〔藤原顕光〕に委ぬ。この間、諸卿仰せに依り陣中に入る。除目清書右大将奏聞す。式部丞を召し下名を賜う。大内記〔紀〕齊名朝臣を召し、配流の宣命の事を仰す。〈花山法皇を射る事、女院を呪咀する事、私に大元法を行ふ事等なり〉（中略）又出雲権守隆家を追う使右衛門尉藤原陳泰に官符を行ふ。（中略）  
大宰権帥正三位藤原伊周〈元内大臣〉

出雲権守従三位藤隆家〈元中納言〉（後略）

【史料 38】『小右記』長徳 2 年（996）5 月 1 日条

一日庚子、参内す。出雲権守〔藤原〕隆家、中宮〔定子〕において捕え得て配所に遣す。網代車に乗らしむるは病を称するによるなりと云々。但し隨身は馬に騎るべしと云々。（後略）

【史料 39】『小右記』長徳 2 年（996）5 月 12 日条

十二日辛亥、（中略）又云く「一日、〔藤原〕陳泰、出雲権守病により丹後〔波カ〕国に逗留するの由を言上す。病癒え了れば任所に送るべきの由、宣旨下され了んぬ」と。

【史料 40】『小右記』長徳 2 年（996）5 月 15 日条

十五日甲寅、（中略）権帥伊周・出雲権守隆家、病により配所に赴き向わざるの由、領送使言上すと云々。頭弁〔藤原〕行成云く「権帥は病の間、播磨国の便所に安置し、出雲権守は但馬国の便所に安置す。各国司に請わせしめ、その請文を取り帰参すべし」てえり。

（後略）

※ 藤原隆家の姉定子に仕えた清少納言と出雲

- 清少納言：父は三十六歌仙の一人として数えられる和歌の名手で、周防守や肥後守に任じられた清原元輔。一条天皇中宮定子に仕え、『枕草子』を著す。一条天皇中宮彰子に仕え、『源氏物語』を著した紫式部（父は漢詩に長じた学者で、越前守や越後守を務めた藤原為時）は、自身の日記『紫式部日記』のなかで、清少納言のことを「したり顔」（得意顔）で「さかし」（利口ぶっている）と評価。
  - ・ 『枕草子』で「温泉といえは」として「たまつくりの湯」（玉造温泉）を挙げる  
→ 平安時代にはたまつくりの湯（玉造温泉）が都でも広く知られていた

【史料 41】『枕草子』（能因本）第 117 段「湯は」

湯は

ななくりの湯 ありまの湯 たまつくりの湯

【史料 42】『出雲国風土記』意宇郡忌部神戸

忌部神戸。郡家の正西廿一里二百六十歩なり。国造、神の吉き調望てて、朝廷に参り向かう時に、御沐の忌玉作る。故、忌部と云う。即ち、川辺に湯出づ。出湯の在る所、海陸を兼ね。仍て男も女も老いたるも少きも、或いは道路に駱驛り、或いは海中を洲に沿い、日に集いて市を成し、繽紛いて燕樂す。一たび濯けば形容端正しく、再び泳れば万の病悉く除ゆ。古より今に至るまで、験を得ずということ無し。故、俗人、神湯と曰う。

※ 長元 4 年（1031）の齋王託宣事件と齋宮寮頭の妻藤原小忌古曾の隠岐への配流

- 齋王託宣事件：齋王の嬪子女王が神がかりした託宣により、齋宮寮頭の藤原相通とその妻藤原小忌古曾の横暴が発覚し、小忌古曾は隠岐へ配流となるが、その小忌古曾の隠岐への配流ルートについて朝廷で議論される
    - 伊勢から都を経由せずに日本海地域に行き、船で隠岐にむかうことを検討
    - 秋に船で隠岐にむかうことの難しさや枉道の是非が検討されている一方、「海路」＝「便路」という認識も
- ⇒ 日本海地域における水上交通の問題

【史料 43】『小右記』長元 4 年（1031）8 月 8 日条

八日癸未、（中略）其後勅命して云く「齋宮寮頭〔藤原〕相通、佐渡国に配流すべし、妻の藤原小忌古曾、隠岐国に配すべし」てえれば、即ち同弁に仰す。〈小忌古曾の姓名、神祇少副〔卜部〕兼忠注進す〉左衛門府生秦茂親を以て佐渡使とし、右衛門府生清内永光を以て隠岐使となす。（中略）外記〔文室〕相親、配流官符二通を進む。〈佐渡・隠岐〉（中略）且つ隠岐に配流の者、更に京に入るべからず、枉道にて配処に向かうべきの由、使者に仰せしめ、船に乗り罷り向かうべきなり。是、関白〔藤原頼通〕の仰す所なり。秋ごろに入りて海船は往還し難きか。（後略）

【史料 44】『小右記』長元 4 年（1031）8 月 12 日条

十二日丁亥、（中略）頭弁書状を送りて云く「流人使等、常路を経ざるは枉道宣旨を給うべきか。経過の国々、逋送を勤めざるか。仰に随うべし。今日慎む所堅固にして、参らず」てえり。報えて云く「枉道宣旨を給わざれば国々逋送せざるか。就中、先日関白消息に云く、隠岐使、華洛を経ず便路を取りて遣わすべきの由、伝え示さる。もし状に随い海

路より罷り向かうべきは尤も枉道宣旨を給うべし。秋に入りての後、海波高く、前途達し難きか。(後略)

### おわりに

○ 平安時代の出雲を考えるには...

- ・ 杵築大社の存在
- ・ 国司と任用国司+αとの関係
- ・ 日本海を舞台とした水上交通のあり方

### 【主要参考文献】

- 梅村 喬 2020 『尾張国郡司百姓等解文の時代』 塙書房  
 大津 透 1993 「受領功過定覚書」 (『律令国家支配構造の研究』 岩波書店) [初出は 1989 年]  
 大日方克己 2015 「平安中期の出雲・山陰—古代国家の変容と地域—」 (『松江市史 通史編 1 自然環境・原始・古代』 松江市)  
 大日方克己 2019 『出雲にきた渤海人—東アジア世界のなかの古代山陰と日本海域—』 松江市歴史まちづくり部史料編纂課  
 大日方克己 2021 「山陰地域古代交通研究の現状と課題」 (『古代文化』 73 - 3)  
 大日方克己 2022 『古代山陰と東アジア』 同成社  
 佐伯 徳哉 2019 『権門体制下の出雲と荘園支配』 同成社  
 曾我 良成 2012 「諸国条事定と国解慣行」 (『王朝国家政務の研究』 吉川弘文館) [初出は 1979 年]  
 手嶋 大侑 2024 「変貌する国司」 (『日本の古代とは何か』 光文社)  
 山内 晋次 2017 「東アジア海域世界と日本」 (『日本古代交流史入門』 勉誠出版)  
 渡辺 滋 2023 「国司と地方社会の関わり」 (『平安時代はどんな時代か』 小径社)  
 渡邊 誠 2017 「海商と古代国家」 (『日本古代交流史入門』 勉誠出版)  
 拙 稿 2018 「古代西日本海地域の水上交通—若狭と出雲を中心に—」 (『ヒストリア』 271)  
 拙 稿 2021 「古代 (平安期) 山陰道及び日本海西部の水上交通研究の現状」 (『古代交通研究会 第 21 回大会資料集』)  
 拙 稿 2022 「日本海地域の水上交通」 (『山陰における古代交通の研究』 島根県教育委員会)  
 拙 稿 2023 「古代北陸道の沿海ルートと能登半島」 (『古代の交通と神々の景観—港・坂・道—』 八木書店)



【図 1】 平安時代の山陰道  
 (橋本剛「続・大河ドラマ「光る君へ」と出雲」(古代文化センターHP「研究員の日記」)より)



【図 2】 平時範の因幡国下向ルート  
 (鳥取市歴史博物館『平成 28 年度特別展図録 因幡と朝廷』鳥取市歴史博物館、2016 年より)

【表1】渤海使一覧（[大日方 2019・2022] をもとに作成）

No.	到着年月日	大使	人数	来着地	安置供給地
1	神亀 4 (727) 9/21	高仁義	24	蝦夷境・出羽国	
2	天平 11 (739) 7/13	胥要徳	—	出羽国	
3	天平勝宝 4 (752) 9/24	慕施蒙	75	越後国佐渡嶋	
4	天平宝字 2 (758) 9/18	楊承慶	23	越前国	越前国
5	天平宝字 3 (759) 10/18	高南申	—	対馬	
6	天平宝字 6 (762) 10/1	王新福	23	越前国佐利翼津	越前国加賀郡
7	宝亀 2 (771) 6/27	耄万福	325	出羽国野代湊	常陸国
8	宝亀 4 (773) 6/12	烏須弗	—	能登国	
9	宝亀 7 (776) 12/22	史都蒙	187	越前国	越前国加賀郡
10	宝亀 9 (778) 9/21	張仙寿	—	越前国三国湊	
11	宝亀 10 (779) 9/14	高洋弼	359	出羽国	出羽国
12	延暦 5 (786) 9/18	李元泰	65	出羽国	越後国
13	延暦 14 (795) 11/3	呂定琳	68	蝦夷地・出羽国	越後国
14	延暦 17 (798) 12/27	大昌泰	—	隱岐国智夫郡	
15	大同 4 (809) 10/1	高南容	—		
16	弘仁元 (810) 9/29	高南容	—		
17	弘仁 5 (814) 9/30	王孝廉	—	出雲国	
18	弘仁 9 (818)	慕感徳	—		
19	弘仁 10 (819) 11/20	李承英	—		
20	弘仁 12 (821) 11/13	王文矩	—		
21	弘仁 14 (823) 11/22	高貞泰	101	加賀国	
22	天長 2 (825) 12/3	高承祖	103	隱岐国	出雲国
23	天長 4 (827) 12/29	王文矩	100	但馬国	
24	承和 8 (841) 12/22	賀福延	105	長門国	
25	嘉祥元 (848) 12/30	王文矩	100	能登国	加賀国
26	天安 3 (859) 正/22	烏孝慎	104	能登国珠洲郡	加賀国
27	貞観 3 (861) 正/20	李居正	105	隱岐国	出雲国島根郡
28	貞観 13 (871) 12/11	楊成規	105	加賀国	
29	貞観 18 (876) 12/26	楊中遠	105	出雲国	出雲国島根郡
30	元慶 6 (882) 11/14	裴頌	105	加賀国	加賀国
31	寛平 4 (892) 正/8	王亀謀	105	出雲国	
32	寛平 6 (894) 12/29	裴頌	105	伯耆国	
33	延喜 8 (908) 正/8	裴璆	—	伯耆国	
34	延喜 19 (919) 11/18	裴璆	105	若狭国丹生浦	越前国松原駅館

もっと知りたい島根の歴史(第4講)

令和6年(2024)12月8日(日)[於. 松江テルサ]

# 知られざる古代出雲

—「光る君へ」の時代—

---

島根県古代文化センター

吉永 壮志

# はじめに

## ○ 古代出雲といえば...

- 荒神谷遺跡出土の358本の銅剣、加茂岩倉遺跡出土の39個の銅鐸
- 『古事記』(712年)や『日本書紀』(720年)に記された「出雲神話」
- 古代出雲の地誌『出雲国風土記』(733年)

etc...

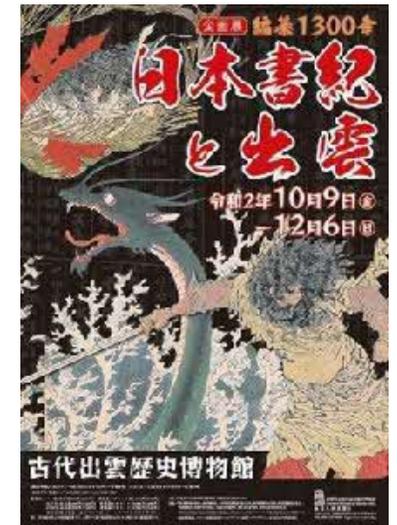
→ 奈良時代しかも  
前半までのイメージ



古代出雲歴史博物館  
テーマ別展示室



古代出雲歴史博物館  
企画展ポスター



## ○ 日本の古代史といえば...

- 飛鳥時代(592年～710年)

飛鳥時代

- 奈良時代(710年～794年)

奈良時代

- 平安時代(794年～1185年？1192年？)

平安時代

→ 平安時代が圧倒的に長い

⇒ 「古代出雲」への関心が高く、研究が盛んであるといわれるが、実は「古代」の大半を占める平安時代の出雲について研究が進んでいない

# ○ 今回の講座では...

- あまり知られていない平安時代、特に「光る君へ」の時代＝摂関期（9世紀後半～11世紀中ごろ）の出雲を中心とする山陰地域を取り上げる
- 都（平安京）から下ってくる国司などを通じ、都と出雲を中心とする山陰地域の関係を考える

⇒ 「知られざる古代出雲—「光る君へ」の時代—」  
というタイトル  
「平安時代の出雲と都との交流」  
というサブタイトル

第4講 知られざる古代出雲  
—「光る君へ」の時代—  
平安時代の出雲と都との交流

島根の歴史  
第4講 知られざる古代出雲—「光る君へ」の時代—  
平安時代の出雲と都との交流

会場：松江テルサ 1階テルサホール（松江駅から徒歩5分）  
事前申し込み制 聴講無料

「もっと知りたい島根の歴史」チラシ

# 1 平安時代とはどういう時代なのか？

- 平安時代、特に摂関期のイメージといえば...
    - 都で優雅に暮らす(摂関をはじめとした)公卿(上級貴族)  
藤原道長の「望月の歌」
    - 地方に赴く貪欲な受領(国司)  
受領は倒るる所の土をもつかめ
    - 遣唐使が派遣されず、東アジア世界との交流がなくなる  
菅原道真による遣唐使派遣に関する意見
- このようなイメージははたして正しいのか？



藤原道長(『前賢故実』巻6)  
[国立公文書館デジタル  
アーカイブより]

# (1) 都に暮らす公卿の地方へのまなざし

## ① 受領功過定：公卿が任期を終えた受領の勤務成績を判定する会議

「功過定は朝家の大事なり」(『中右記』保安元年(1120)正月26日条)

- 通常の陣定(公卿がそれぞれ意見を述べ、その意見を明記して天皇に奏上するもの)とは違い、問題ありの「過」とするか問題なしの「無過」とするか全員一致の結論が出るまで審議
- 受領自身が提出する申文、主計寮の大勘文(中央に納入する税の完納の確認)、主税寮の大勘文(地方財源の正税の運用に不正がないことの確認)、勘解由使の大勘文(国衙官物の欠失の確認)による審査

→ 受領を(経済面で)評価することを通じ、地方の状況を知る公卿

# (1) 都に暮らす公卿の地方へのまなざし

## ② 諸国申請雑事定：諸国の受領が裁定を求める雑事について審議する場

- 上卿（責任者）は政治力と実務能力を有した大納言クラス以上の者が務める
- 上卿以外の参加者も弁官や蔵人といった事務官、受領経験者といった地方行政に通じた人物に限られる傾向  
= 地方行政に不案内な公卿は参加しない

→ 諸国からの申請を重視する公卿

⇒ 地方にも一定の関心を寄せる公卿の姿

藤原実資（『前賢故実』巻6）  
[国立公文書館デジタル  
アーカイブより]



## (2) 解任を要求される受領、延任を求められる受領

### ① 百姓愁訴：人々が上京し受領の苛政・非法を朝廷に (国司苛政上訴) 訴え、解任・交代を求めるもの

- ・ 10世紀後半から11世紀前半に多くみられる
- ・ 訴える主体は地方有力者

(尾張守藤原元命の非法を訴える  
「尾張国郡司百姓等解」)

→ 受領と地方有力者の対立

尾張国郡司百姓等解(写本)

[国立公文書館デジタルアーカイブより]



## (2) 解任を要求される受領、延任を求められる受領

### ② 百姓善状：人々が受領の延任・再任を求めるもの

- 10世紀後半から11世紀前半にみえる
- 愁訴後に善状等が提出されるケースも

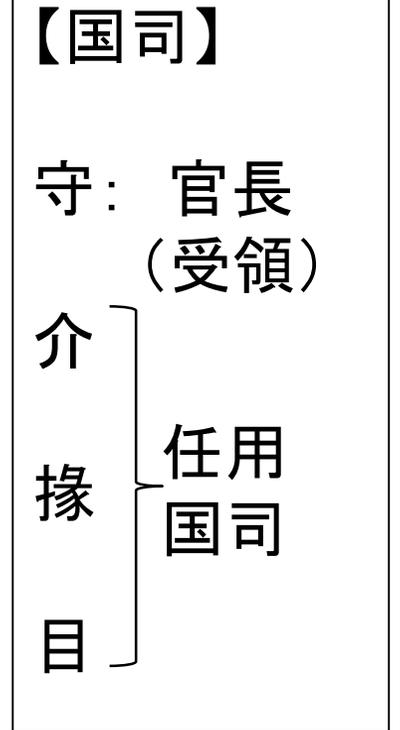
→ 受領と地方有力者（任用国司・郡司・書生）の協調

⇒ 地方における親受領勢力と反受領勢力の存在

= 国内支配を遂行するうえで地方有力者（の一部）と協力する受領の姿

## ※ 平安時代の任用国司とは...

- 国司(守・介・掾・目)は京からの派遣官で「共治」が原則  
＝国司は同僚関係
- 平安時代、国司のトップである受領に権限が集中することで、任用国司は名目化あるいは下僚化  
＝任用国司の国務疎外化あるいは受領の部下化
- 任用国司に地方有力者が任じられることも  
→ 受領下で働く地方有力者の存在



### (3) 海商や渤海使を介して行われる東アジア交流

#### ① 海商

- 9世紀: 国家的な使節団の往来減少、  
新羅・唐海商の博多への来航とそれに便乗して往来する僧  
→ 大宰府鴻臚館での海商の安置、  
交易唐物使の創設など貿易管理体制の整備
- 10世紀: 呉越との仏教交流、年紀制(10~12年)の導入、日宋貿易の開始
- 11世紀: 日宋貿易の展開、  
鴻臚館にかわる博多「唐坊」(海商の集住地)形成  
→ 日本による海商に対する管理・統制＝唐物需要、唐物分配の監督  
海商による安全保障の獲得・利益確保＝利益の追求(宋の収入確保も)  
… 両者の「もたれあい」関係

### (3) 海商や渤海使を介して行われる東アジア交流

#### ② 渤海使

- 8世紀：北陸から出羽にかけて日本海東部地域に到着

【表1-1】渤海使一覧(8世紀)

No	到着年月日	大使	人数	来着地	安置供給地
1	神亀4(727)9/21	高仁義	24	蝦夷境・出羽国	
2	天平11(739)7/13	胥要徳	—	出羽国	
3	天平勝宝4(752)9/24	慕施蒙	75	越後国佐渡嶋	
4	天平宝字2(758)9/18	楊承慶	23	越前国	越前国
5	天平宝字3(759)10/18	高南申	—	対馬	
6	天平宝字6(762)10/1	王新福	23	越前国佐利翼津	越前国加賀郡
7	宝亀2(771)6/27	壹万福	325	出羽国野代湊	常陸国
8	宝亀4(773)6/12	烏須弗	—	能登国	
9	宝亀7(776)12/22	史都蒙	187	越前国	越前国加賀郡
10	宝亀9(778)9/21	張仙寿	—	越前国三国湊	
11	宝亀10(779)9/14	高洋弼	359	出羽国	出羽国
12	延暦5(786)9/18	李元泰	65	出羽国	越後国
13	延暦14(795)11/3	呂定琳	68	蝦夷地・出羽国	越後国
14	延暦17(798)12/27	大昌泰	—	隠岐国智夫郡	

### (3) 海商や渤海使を介して行われる東アジア交流

#### ② 渤海使

新羅の弱体化に伴う日本海横断ルートを採用

東シナ海での新羅・唐海商の活動隆盛に伴い、渤海も東シナ海交易を開始

- 9世紀：北陸から山陰にかけての日本海西部地域への来着

【表1-2】  
渤海使一覧  
(9世紀)

No	到着年月日	大使	人数	来着地	安置供給地
15	大同4(809)10/1	高南容	—		
16	弘仁元(810)9/29	高南容	—		
17	弘仁5(814)9/30	王孝廉	—	出雲国	
18	弘仁9(818)	慕感徳	—		
19	弘仁10(819)11/20	李承英	—		
20	弘仁12(821)11/13	王文矩	—		
21	弘仁14(823)11/22	高貞泰	101	加賀国	
22	天長2(825)12/3	高承祖	103	隠岐国	出雲国
23	天長4(827)12/29	王文矩	100	但馬国	
24	承和8(841)12/22	賀福延	105	長門国	
25	嘉祥元(848)12/30	王文矩	100	能登国	加賀国
26	天安3(859)正/22	烏孝慎	104	能登国珠洲郡	加賀国
27	貞観3(861)正/20	李居正	105	隠岐国	出雲国島根郡
28	貞観13(871)12/11	楊成規	105	加賀国	
29	貞観18(876)12/26	楊中遠	105	出雲国	出雲国島根郡
30	元慶6(882)11/14	裴頌	105	加賀国	加賀国
31	寛平4(892)正/8	王亀謀	105	出雲国	
32	寛平6(894)12/29	裴頌	105	伯耆国	
33	延喜8(908)正/8	裴璆	—	伯耆国	
34	延喜19(919)11/18	裴璆	105	若狭国丹生浦	越前国松原駅館 <sup>13)</sup>

### (3) 海商や渤海使を介して行われる東アジア交流

#### ② 渤海使

- 9世紀：北陸から山陰にかけての日本海西部地域への来着

- 渤海使＝「商旅」認識

(『類聚国史』卷194天長3年(826)3月戊辰朔条)

- 隠岐がランドマークとして機能

(『日本後紀』延暦18年(799)5月丙辰条)

→ 日本海地域と海商的性格をもつ渤海使の交流

⇒ 「海商」を介し日本と東アジアが結びつく

= 東アジア世界から閉ざされていたわけではない日本



藤原緒嗣(『前賢故実』卷3)  
[国立公文書館デジタル  
アーカイブより]

## 2 平安時代の出雲、 山陰地域はどうだったのか？

### (1) 出雲の受領たち

- ① 橘俊孝：藤原実資の家人、長元2年(1029)に出雲守に任命され出雲に下る  
実資に「酒狂不善者」と評される(『小右記』長元元年(1028)7月26日条)

- ・ 飯石郡須佐郷枚田村における7月の降雪の報告  
→ 国務に携わる受領と任用国司(介・掾)

#### 【旧暦と春夏秋冬】

春：正月～3月  
夏：4月～6月  
秋：7月～9月  
冬：10月～12月

# (1) 出雲の受領たち

- ① 橘俊孝：藤原実資の家人、長元2年(1029)に出雲守に任命され出雲に下る  
実資に「酒狂不善者」と評される(『小右記』長元元年(1028)7月26日条)

- 杵築大社(出雲大社)の転倒と託宣

『口遊』に「大屋」として挙げられる「雲太、和二、京三」の「雲太」

託宣の内容は改元ならびに後一条天皇の御慎、叙位に関すること

受領の狙いは

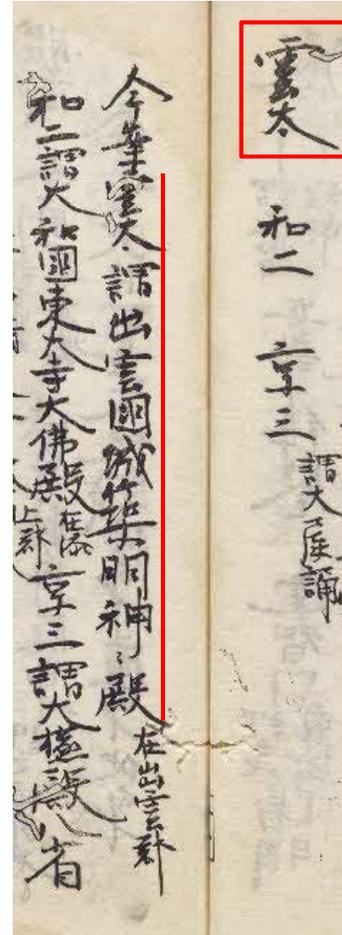
重任

4年分の税免除

但馬・伯耆の工夫による杵築大社等の造立

関係者への叙位か

口遊[国立公文書館  
デジタルアーカイブより]



# (1) 出雲の受領たち

- ① 橘俊孝：藤原実資の家人、長元2年(1029)に出雲守に任命され出雲に下る  
実資に「酒狂不善者」と評される(『小右記』長元元年(1028)7月26日条)

- 杵築大社(出雲大社)の転倒と託宣

but 託宣は虚偽で俊孝は佐渡国へ配流

← 国司(解文)・社司ともに託宣はないと証言

ここでいう国司は任用国司 +  $\alpha$  で、託宣を主張する受領は含まず

→ 受領と任用国司 +  $\alpha$  が一体ではない

ex 『時範記』の「介久経」と「社司久経」

…任用国司で社司でもある地方有力者の存在

→ 摂関期における杵築大社の影響力

# (1) 出雲の受領たち

② 藤原登任：長元5年(1032)から長久元年(1040)まで出雲守

- ・ 杵築大社造営により重任ならびに正五位下叙位

③ 藤原章俊：藤原頼通に仕え、

康平4年(1061)から治暦3年(1067)まで出雲守か

- ・ 杵築大社造営により重任

→ 杵築大社の造営が出雲守の重任につながる

= 杵築大社の特別視

⇒ 出雲では任用国司が平安時代(摂関期)においても機能

朝廷に対する杵築大社の影響力、公卿らによる杵築大社の特別視

## (2) 出雲に左遷され(るはずだっ)た藤原隆家

○ 藤原隆家: 関白道隆の子で、兄に伊周、姉に一条中宮の定子

長徳元年(995)に中納言

長徳2年に花山法皇に矢を射かけたことなどにより、

出雲権守に左遷

長徳4年に罪を許され帰京し、長保4年(1002)権中納言に復任

長和3年(1014)に大宰権帥を兼任し、在任中の寛仁3年(1019)

に刀伊の入寇を撃退

寛徳元年(1044)没

## (2) 出雲に左遷され(るはずだった)藤原隆家

### ○ 藤原隆家

- 病のために丹後(丹波カ)に逗留し、その後但馬に安置

→ 山陰道ルートで出雲にむかう予定であったか



【図1】平安時代の山陰道

[橋本剛「続・大河ドラマ「光る君へ」と出雲」  
(古代文化センターHP「研究員の日記」)より]

cf 『時範記』における因幡守平時範の因幡下向ならびに  
帰京は山陽道ルートと山陽・山陰連絡路を利用



【図2】平時範の  
因幡下向ルート  
[鳥取市歴史博物館  
『平成28年度特別展  
図録 因幡と朝廷』  
鳥取市歴史博物館、  
2016年より]

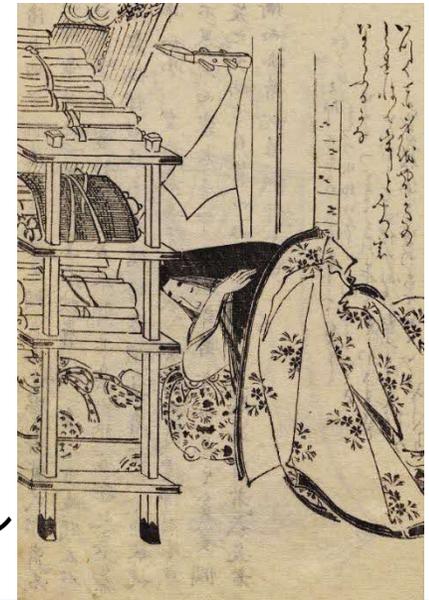
## ※ 藤原隆家の姉定子に仕えた清少納言と出雲

- 清少納言：父は三十六歌仙の一人として数えられる和歌の名手で、  
周防守や肥後守に任じられた清原元輔  
一条天皇中宮定子に仕え、『枕草子』を著す

cf 紫式部：父は漢詩に長じた学者で、越前守や越後守を務めた藤原為時  
一条天皇中宮彰子に仕え、『源氏物語』を著す  
清少納言のことを「したり顔」(得意顔)で「さかし」  
(利口ぶっている)と評価(『紫式部日記』)



清少納言(『前賢故実』巻5)  
[国立公文書館デジタル  
アーカイブより]



紫式部(『前賢故実』巻5)  
[国立公文書館デジタル  
アーカイブより]

# ※ 藤原隆家の姉定子に仕えた清少納言と出雲

## ○ 清少納言

- 『枕草子』で「温泉といえは」として「たまつくりの湯」(玉造温泉)を挙げる

→ 平安時代にたまつくりの湯(玉造温泉)が都で広く知られていた

cf 古代出雲の地誌『出雲国風土記』の「神の湯」

忌部神戸郡菟正西十一里二百六十步國造神  
古調望参向朝廷時御沐之忌玉改云忌部即川  
邊出湯出湯在兼海陸仍男女老少或道路驗  
騁或海中沼引日集茂吊續紛燕樂一罹則秋容  
端正再詠則万病悉除自古至今無不得驗談俗  
人曰神湯也

出雲国風土記  
(古代文化センター本)

枕草子[国立公文書館  
デジタルアーカイブより]

湯ゆ  
たまつくりの湯ゆありたり乃ゆたまはくりは湯ゆ

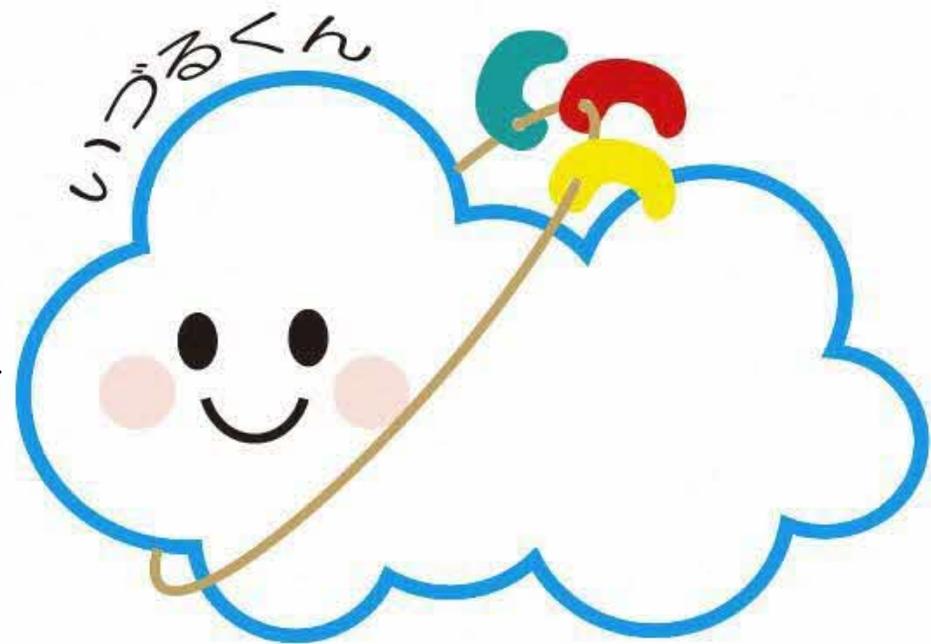


# おわりに

---

- 平安時代の出雲を考えるには...
- 杵築大社の存在
- 国司と任用国司 +  $\alpha$  との関係
- 日本海を舞台とした水上交通のあり方

ご清聴  
ありがとうございました。





# 東アジア交流と「国風文化」



## ○ 大江匡房:大宰権帥として大宰府に赴任

- 大宰府から京に帰る際、道理に基づき取ったものを積んだ船は海に沈み、非道に取ったものを積んだ船は無事到着したという説話(『古今著聞集』)

… 大宰府に赴任すると「儲かる」

唐物を都にもたらず＝唐物需要の高さ

ex 大宰大貳藤原惟憲の入京

「惟憲明後日入洛。隨身せる珍宝、其の数を知らずと云々。九国二島の物、底を払いて奪い取る。唐物も又同じ。已に恥を忘るるに似たり。近代は富人を以て賢者となす」

(『小右記』長元2年(1029)7月11日条)



大江匡房(『前賢故実』巻6)  
[国立公文書館デジタル  
アーカイブより]

- 紀貫之：『古今和歌集』の選者のひとりで、土佐守として土佐に赴任
  - 「男もすなる日記というものを女もしてみんとてするなる」(『土佐日記』)
    - … 『古今和歌集』の真名序と仮名序
    - 男性による漢文日記、女性による仮名文日記

- 清少納言：一条天皇中宮定子に仕える
  - 定子の「香炉峰の雪はどうか」という問いかけに御簾を上げる  
(『枕草子』第280段「雪のいと高う降りたるを」)
    - … 白居易の漢詩に基づく対応



清少納言(『前賢故実』巻5)  
[国立公文書館デジタル  
アーカイブより]



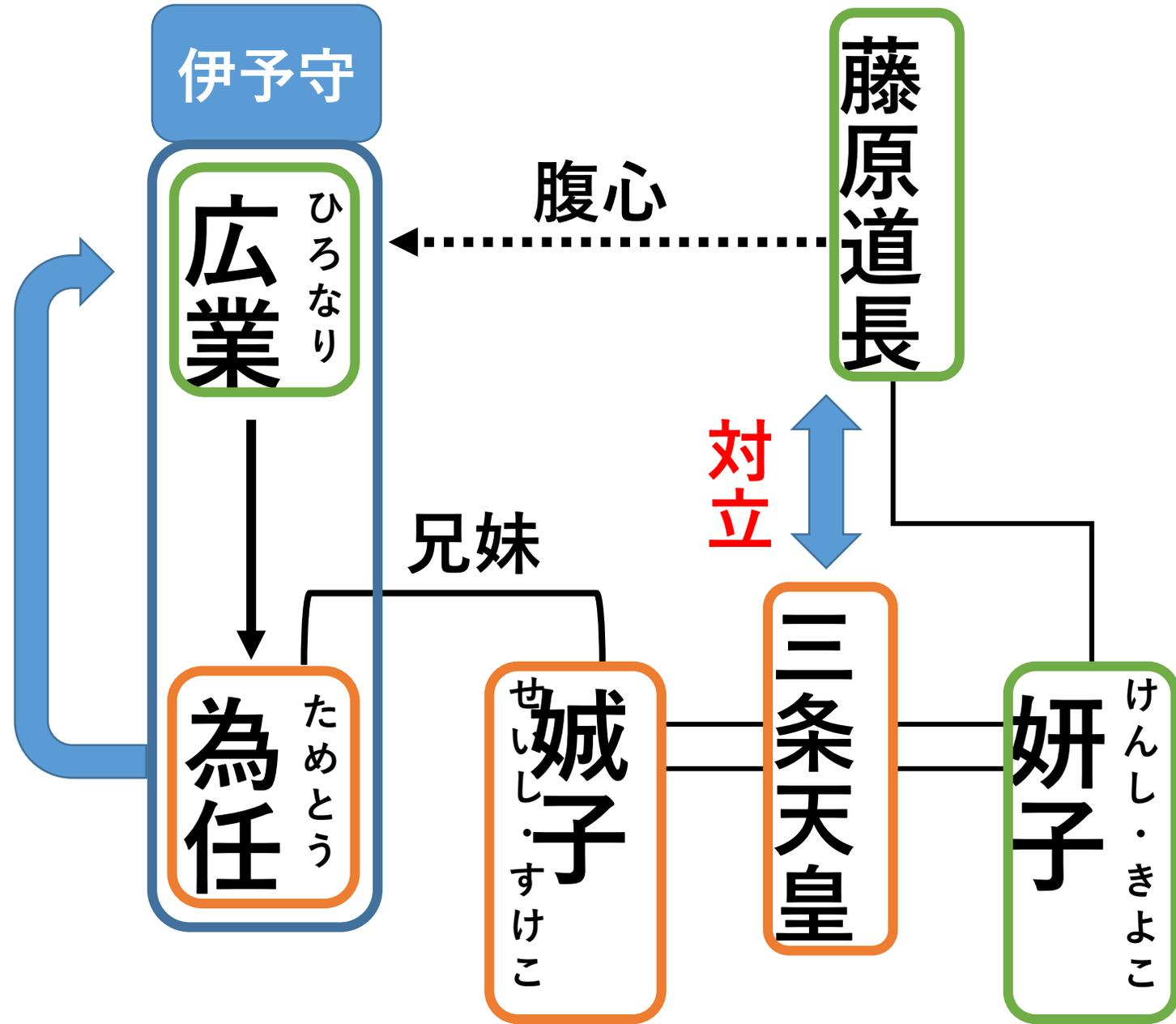
紀貫之(『前賢故実』巻5)  
[国立公文書館デジタル  
アーカイブより]



# 受領人事と人間関係

正人

功過定を妨害



# 承暦元年(1077)の除目

除目を取り仕切る立場の源俊房の日記

- 当日、源経仲がやってきて、国司への任官を訴える。
- 経仲が出雲守に決定。
- 2日後に経仲が再度やってきて、感謝を伝える。



上級貴族への働きかけ

貴族が受領を適切に評価しているといえる？

- 藤原保昌:「受領は倒るる所の土をもつかめ」の信濃守藤原陳忠の甥  
「世に勝れたる四人の兵」のひとりとして挙げられる(『十訓抄』)  
藤原道長の家司で、日向・肥後・大和などの受領を歴任
  - 日向守として問題があったものの、受領功過で「無過」(問題なし)に  
… 道長への「忖度」

※ 出雲においても

- 紀忠道(道長の家人)[寛弘6年(1009)～長和元年(1012)任]
  - 藤原成親(道長に仕える)[寛仁元年(1017)～万寿元年(1024)任]
- など、道長とつながりのある人物が受領に

藤原保昌(『前賢故実』巻6)  
[国立公文書館デジタル  
アーカイブより]



○ 藤原行成: 一条朝の「四納言」のひとりで、能書家

- ・ 一条天皇の蔵人頭、敦康親王(一条と定子の間の皇子)家の別当を務める
  - ・・・ 敦康親王側の立場から、伊予守の受領功過に関与  
→ 「行成卿の陳ぶる所、理無し」という藤原道長の意



藤原行成(『前賢故実』巻6)  
[国立公文書館デジタル  
アーカイブより]



# 平安時代における山陰の交通





## ○ 伯耆から都への物資の輸送

### 【陸路】

- ・ 布などを輸送する際、大雪で山に留まることになったので、引き返して暖かくなってから進上することに  
(『小右記』治安3年(1023)12月29日条)

### 【海路】

- ・ 米などを船で若狭まで輸送  
(『小右記』万寿元年(1024)10月27日条)

※ 園城寺の鐘をつくるための鉄を求め、粟津の者が出雲まで船で下向したという説話(『古事談』)



【図1】平安時代の山陰道  
[橋本剛「続・大河ドラマ「光る君へ」と出雲」  
(古代文化センターHP「研究員の日記」)に加筆]

○ 因幡守平時範の都からの下向(『時範記』承徳3年(1099)2月)

- 摂津で河面御牧に宿泊、摂津守が馬などを送る
  - … 駅家ではなく御牧に宿泊し、国司が馬を提供
- 播磨で明石駅家に宿泊、播磨国司が秣などを送る
  - … 「駅家」とはみえるものの、国司が馬のエサである秣を提供しており、駅長や駅子が運営する駅家とは大きく変質している



【図2】平時範の因幡下向ルート

[鳥取市歴史博物館『平成28年度特別展図録 因幡と朝廷』鳥取市歴史博物館、2016年より]



# 平安時代史研究と古記録



○ 『御堂関白記』: 藤原道長の日記

『小右記』: 藤原実資の日記

『権記』: 藤原行成の日記 etc...

▪ 同時代を生きた公卿らの日記が伝わっている

... ある出来事や儀式について、  
立場の異なる者の日記を通じ  
複眼的に知ることができる

▪ 記主の個性がうかがえる

... 「加賀」を「賀加」とも記す道長

(『御堂関白記』寛弘9年(1012)12月9日条)

実は「出雲」を「雲出」と記した箇所も

(『御堂関白記』寛弘6年(1009)9月2日条)

御堂関白記  
(右)寛弘九年(一〇一二)十二月九日条(一部)  
(左)寛弘六年(一〇〇九)九月二日条(一部)

九日壬申、着左仗、定去年不堪文、又定、依賀加国百姓愁、  
召上政職問、其任用并郡司・書生相具参上、申無実由(後  
略)  
二日、入夜進内侍参中宮、夫道忠之共、雲出下向來五日云、  
為申此由也(後略)